

市民科学通信

2021年4月号(通算11号)2021年4月25日
 発行；NGO市民科学京都研究所
 〒616-8012 京都市右京区谷口
 垣ノ内町5-8
 嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩3分
 事務局 E-mail：sigemo.nao@gmail.com

〈巻頭言〉

丹後・上世屋で引き継がれてきた原始布（木綿以前の繊維）藤織りの事

今岡淳子

丹後半島の山あいの村、上世屋で、雪深い冬の間の仕事として、長い間織られてきた藤織り、今は保存会として1985年から一泊二日、年間7回の講習会を続けている団体があります。春、カマを片手に山に入り藤の枝切りからはじまり繊維になる部分を取りだし、さまざまな作業を経て糸にして織りあげる。手間と時間のかかる織物です。2020年はコロナ禍で残念ながら休講になりました（2021年も見送りになる様です）。

私は1986年にはじめて受講し、その後、数年お手伝いをしながら、丹後の耳ざわりのやさしくあたたかな言葉、日常とは違うゆったりした時間の流れがこちよく、織りあげるまでの作業はどれをとっても大変な仕事でしたが、上世屋まで通っていました。今は、藤織りとつながっていたいと思っ少しだけ関わっています。

藤織りにかぎらず、引き継がれてきた、おしまない手間と時間のかかる多くの手仕事、この時代に消えてしまうかもしれません。

つなげてゆきたいもの

そうしてはいけないもの

時代は、どこに向かって行くのでしょうか。

藤織り、興味のある方は是非

(いまおか じゅんこ)

〒626-0227 宮津市字上世屋 850 藤織り伝承交流館内 丹後藤織り保存会

Mail: tangofujiori@gmail.com

HP: <http://www.fujiori.jp> (以下の写真は作品,HPより事務局が挿入)



間には平坦な大道はありません。そして、学問の険しい坂道をよじのぼる労苦をいとわないものだけに、その明るい頂上にたどりつく見込みがあるのです」(1872年3月18日)と書いているマルクスの一節が蘇ってくるのです。非力のわたしにも励ましの言葉です。ともかく考えながら山路をゆくのは好きです。

現実にはしかし、気を抜いた一瞬、太い木の根元に躓き、足をとられ、どきっとし、右手の杖で体をなんとか支え、立ち上がり、また一步、踏み出す、そんな姿のときがありました。(じつは、その連続なんです。) そんな折、こんな思いがふいに過ぎり展開していくんです。

柄谷さんの人類史に展開する、周知の「A 互酬」、「B 略取と再分配」、「C 商品交換」、「D X」の四つの交換様式が浮かんでくるのです。それは、これらが「ボロメオの環」となり社会(構成体)を形成していく世界システムの歴史の図です。

ところがTさん 圧倒的なドミナントの位置による「C交換様式」の権力の下での現代資本主義の社会、「ボロメオの環」を結んでいるとはいえ、平穏ではありません、交換様式間同士のあいだに相互に譲れぬような、氷河のクレバスにも似た割れも方々にあるのではないか、たがいに軋み合う音をたてマグマとなっているようなものが「ボロメオの環」の図解には描かれてはいませんが、しきりに眩しく見えてくる瞬間があるのです。アソシエーションです。「ボロメオの環」の真底に「アソシエーション」が潜んで蠢いているのではないのでしょうか。交換様式をラジカルに起動させている何か、やはり「D X」なのでしょう。

じつはTさん この日の前日、『ニュー・アソシエーション宣言』の「アソシエーションとデモ」の「日本人はなぜデモをしないか」の部分、そしてその後半の「近代化の速度と中間勢力の関係」、「中間勢力の不在のツケ」、「現在はいかなる専制的体制か」、「アセンブリ」とは何か」を再度読み返していたのです。日本の現在が憂鬱でならなかったのです。そんな前日の気分がダイラボウ登山中の躓きと、よろめきを機縁に、クレバスとなり、マグマともなって、それらの表象化を誘ったのではないか、とか可笑しくも反芻しているのです。

そのうえで追補しておきたいのは、わたし自身にも不思議なんです、そのときなぜか、下記の三人の名が胸にせまってくるのです。反原発のため生涯を送った市民科学者の「三里塚と宮澤賢治」(『市民科学者として生きる』岩波新書、1999年)を語る高木仁三郎さんが、つぎに「歴史的な展望をあらゆる学問が持ってなきゃいけないんだよ。それでないと、自分の位置がわからないから」という(超越的ではなく)超越論的な学問論を展開するユニークな思想をもつ、反言語学者ともよめる言語学者の田中克彦さん(『言語学の戦後』三元社、2008年)、それに知友ともおもっている(ジェンダー認識の乏しい世界のなか、歌を詠む営為を「互酬」ではなく純粹贈与と受けとめ、歌誌『八雁』の編集発行に日々、労苦をいとわず取り組んでいる)阿木津英さんの三氏です。考えてみると、現代社会にあってこの三氏、アソシエーションの発想に生きる、まさにアソシエーションに相応しくみえてくるのです。私の思想上のロールモデルです。

(三)

ダイラボウの山頂からは、南に駿河湾、そのむこうに伊豆の山々、東は積雪の富士山、北に向かつては南アルプスの峰々が、この日に限ってか、遙か遠くまで澄んで、世界がはつきりみえました。またのお手紙を楽しみにしています。

行き逢えば声を掛け合う山路から街に下ればもくもくとゆく

2021年3月20日、記

(しのはら さぶろう)

＜書評＞ サミール・プリ、新田享子訳『帝国の遺産 何が世界秩序をつくるのか』

東京堂出版 2021年

(原題: Samir Puri, *The Great Imperial Hangover— How empires have shaped the world—*)

宮崎 昭

八王子市の中央図書館へ自転車で出向いたおり、「新刊本」コーナーで偶然出会ったのがこの本です。まず、タイトルに惹かれました。柄谷行人の『帝国の構造』や『世界史の構造』が頭に残っていたからでしょう。著者についての予備知識もなく、特に決意めいたものを持つこともなく、読み始めました。500頁近い大作ですから、多少のためらいがありましたが、人類の歴史は平和な時代よりも戦争・紛争の時代が長く続き、しかもまた世界大戦の再々発が危惧されているわけですから、姿勢を正して臨むことにならざるをえません。

§

一著者のスタンス

「はじめに」の冒頭は、いきなり核心的なフレーズで始まります。

「私たちは世界史上初めてとも言える帝国不在の時代を迎えている」(11頁)。この言葉は、善かれ悪しかれ、強力な世界統治、世界秩序が欠如しているという認識の表明であり、現代世界に対する不安もしくは警告でもあるようです。そうした構えから、アメリカ、イギリス、EU、ロシア、中国、インド、中東、アフリカが順次取り上げられ、最終章で「衝突する帝国の残像」でピリオッドが打たれます。

【目次】

はじめに

第1章 アメリカが受け継いだ帝国の遺産

第2章 イギリス帝国の罪と栄光

第3章 ポスト帝国主義時代のEUの計画

第4章 帝国の遺産と現代ロシアの野望

第5章 二つの顔を持つ中国

第6章 「親密な敵」を克服するインド

第7章 ポスト帝国主義時代の不安定な中東

第8章 植民地主義とアフリカの混乱

終章 衝突する帝国の残像

著者のプリ氏は、イギリス出身の研究者ですが、イギリス国防省やイギリス外務省などでキャリアを積んだ経験をもっているだけに、大量の文献、資料とともに自身の現地での感覚が滲みでており、読んで飽きることがありませんでした。たとえば、「ウクライナへの影響力を主張する手段として武力に訴えたロシアに対して、私は怒りを覚えた。しかし、この経験から、帝国主義時代をどう受け継いできたのかのストーリーを複数の視点から語ることが極めて重要なのだと痛感した。私たちが生きる多様な世界ではどのストーリーにも意義があり、特に対立時ではその意義が大切になる」(14頁)、と書いてます。

このプリ氏の問題意識、あるいは認識方法は「両刃の刃」になっています。結論から言えば、帝国の正の「遺産」、そして負の「遺産」のそれぞれの中に流れている「ストーリー」に、現代の視点からみてそれぞれ「意義」があるという視角、立場から、世界史を概観しているからです。そういうスタンスですから、「比較的近年まで、世界の帝国が国際問題の調停者として重要な役割を果たしてきた点

には留意すべきである」(23頁)と肯定的に断言するわけです。負の「遺産」に対する批判的な態度が希薄です。

§

一「二つ」の遺産

ところで、タイトルのなかにある「遺産」というのは、何を指しているのでしょうか。気になるところですが、この点を特に説明しているところはないので、思いつくまま拾ってみます。

「帝国の遺産を認めるか、それとも非難するか」という小見出しのある文章中、「あらゆる知識や技術、法制度、統治形態を普及させた」(24頁)、「帝国の究極の輸出品は主権国家だった」(25頁)、「資本主義の市場では、数々の製造品や原料品を動かす国際貿易や世界の通貨制度は、明らかに帝国時代の恩恵なのである」(同上)、というように「帝国」の功績を評価します。しかし他方では、「不平等や人種差別、搾取、あるいは勝者と敗者を生む権力政治」(26頁)、「奴隷制度…ベンガルで招いた大飢饉…ウクライナ人迫害…帝国時代の支配層は、支配下の人間が目の前で衰弱していくのを見殺しにした」(同上)、などと指摘してあります。では、どのようにこの相対立する「遺産」に向かうのでしょうか。

「帝国の遺産を認めるか、それとも非難するかという二極化した意見のどちらか一方につくのではなく(読者はどちらかの意見に与していても構わない)、本書では、矛盾を承知で、柔軟性と多様性を持った視座で帝国の遺産を考察していきたい」(28-29頁)と言い放ちます。

ちなみに、この議論、どこかで見たような記憶があります。加藤典洋氏による、いわゆる「ねじれ論」です。「ここにあるのは公害に苦しむ三代目と、工場建設に立ち向かう一代目の関係だ。三代目がいまここにいるのは、一代目がそこを切り開いたからで、そこには原因と結果、生産と自然破壊という逆説の関係だけでなく、富と多数の安寧という順接の関係もある」(加藤[2014]55)。さらには、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』対して、

「消費社会、また『産業の発展』への想像力、あるいは奇妙な言い方に聞こえるかも知れないが近代を創設してきた『人間』への同情心ともいべきものが、少しく欠けていると思われるのである」

(加藤[2014]54)、と批判している点です。いわば、過去がどうであれ、あるいは非人道的であれ、これを受け継ぐ人間が享受している「富の多数と安寧」を肯定的に受け止める必要があるのではないか、という主張です。いや、それにとどまりません。批判的に見られている「一代目」の功績をもっと評価していいのではないかと断言しているのです。プリ氏に通底しているプロブレマティック(姿勢)です。

§

一帝国と帝国主義

このような著者、プリ氏の「世界史」に向かう構えの弱さは、その骨格を成す「帝国」そのものの理解に現れています。「帝国」の定義を18世紀のサミュエル・ジョンソン(1709~74年)に求めて、その後の議論を参照していないことです(16頁)。

- | |
|---|
| <p>1) 皇帝の権力。最高の支配。外国による統治。あなたがた公正な人びとは、健全な分別があるふりをし、愛と機知のこととなると古代の帝国意識を気取る。</p> <p>2) 帝国の支配が及ぶ地域。広大な領土や多くの人民を支配する国は、古くは王国と呼ばれたが、今では帝国と呼ばれる。</p> |
|---|

この「帝国」の定義がそのまま帝国主義にまで引き継がれています。これでは、帝国と帝国主義の区別がつかないだけでなく、現代の問題を分析する手だてを放棄することになりかねません。たとえば、イギリスについてこのように述べられています。

「イギリスに関して言えば、良くも悪くも、帝国主義時代の名残は今も感じられる。現在もなお帝国の遺産の恩恵に浴しているイギリスは、ロンドンを中心に発展した金融産業のおかげで世界的な経

済力を誇り、大学の多い学術的な街が多く、国民性も多様である。こうした魅力は少なからずイギリス帝国の物理的遺産の影響を受けている」(98頁)。ちなみに、宇沢弘文さんは、この大英帝国およびイギリス帝国主義の「遺産」を嫌って、イギリスに留まることを断念したそうです。

ここで柄谷さんのお知恵を拝借します。時代は1800年前後、「産業革命」が大きな役割を果たした頃の話です。

「イギリス女王がインドの皇帝になったのは、イギリスを世界帝国にするためでした。…略…しかし、女王がインド皇帝になることによって、イギリスが世界帝国を形成したということにはなりません。この出来事はただ、イギリスが『帝国主義』に転化したことを象徴的に示しているだけです。世界＝経済では、帝国はありえない。帝国のようにふるまうと、帝国主義になるだけです」(柄谷[2014]151頁)。これは柄谷さんの交換様式論に基づいて語られているのですが、帝国は交換様式Bが優越した世界システムであり、帝国主義は領土拡張の政治行動としてみるだけではなく、その基底に交換様式Cのあることを前提にしているからです(柄谷[2014]82頁参照)。

§

—「ポスト帝国主義」時代の危機とは

プリ氏が現代をポスト帝国主義時代と呼んでいるのは、明らかなヘゲモニー国家＝帝国が不在であるということです。しかし、いまでは国民国家になってきたとはいえ、そこそこに「帝国の遺産」が生きついていると考えているのです。

この稿を書いているこの時に、菅総理大臣とバイデン大統領との会談が行われ、世界史の新たな脅威と認識されている中国がテーマのひとつになっています。その中国について、プリ氏の理解はこうなります。

「中国で共産主義が普及しはじめたのは、王朝崩壊後のことだ。中国を食べ物にする外国の帝国主義者たちへの反撃として台頭してきた側面のある共産主義は、非常にポスト帝国主義時代的な現象として広まった。…略…共産主義は中国の歴史的連続性を突然断絶させたかのように見える。だがよく見てみると、その実態は中華思想的な支配であり、表面だけがそっくりとつくり変えられたにすぎない。…略…その深層部分には帝國的な支配の伝統が残っていたのである」(267—268頁)。

見られるように、今日の中国が資本による世界支配によってではなく、あくまでも「帝國的な支配の伝統」(「遺産」)によって秩序立てられていると理解しています。ですから、これらに対する方策もあいまいなものになっています。折角ですから、米中関係に触れた箇所を紹介します。

「アメリカと中国も、今にも爆発しそうな勢いで対立しているのを私たちは目の当りにしている。この二つの大国が今後どう関係を築いていくのかは、それぞれが持つ、根本的に異なる世界ビジョンに左右されるだろう」(439頁)。「米中どちらも、タイプは違うが非公式な帝国であることには変わりなく、間接的に他国を支配したいという心理が働いている。両国が互いに十分な距離をとっている限り、彼らのビジョンが衝突することはないだろうが、ひとたび衝突すれば、途端に双方とも強硬な姿勢を見せるはずだ」(440頁)。

アメリカと中国との間で、「帝国」同士の「衝突」のあることが予想されています。

「今後数十年間、大国同士の争いを回避するためには、どうすればよいのだろうか。まず、帝国不在の世界の意義を大国たちがどう解釈しているのかを確認し、次に、次元の異なる経験を持つ人々が暮らす世界をどう構築し直し、支配していくのかを考える必要がある」(同上)。そして最後に、「帝国の遺産とともに生きながら、来るべき現実と融合し、変容し続ける—これが私たちの運命なのだ。予測不可能で誤解の多い世界では、社会の周縁にいて軽視される存在、あるいは単に見えない存在であるよりも、社会に受け入れられ、理解されたほうがよい。私たちはこれまでとは違うどこかに向かっている。未知の未来へ進もうとするとき、その行き先はある程度歴史によって既に決められているかもしれない」(448頁)。

プリ氏は、帝国が統治していた時代から帝国が不在となった時代になった現在、大国の衝突はその「遺産」によるものであり、あるいはその「遺産の残像」によるものだと断言します。

「残像」とは、記憶のことです。その「記憶」にいかにかかわるのか、それが問題視されています。あたかも、過去の不幸な負の遺産の「記憶」を消去しなければ、「社会の周縁にいて軽視される存在、あるいは単に見えない存在」になってしまいかねない、という恫喝にも似た警告を発しています。

ここには、資本蓄積、資本投資の新たなフロンティアを求めてやまない大国の欲動については関心の外におかれています。加えて、このような世界への視角に災いされて、大国間の競争や衝突が地球環境を危機的な状態へ、さらには新たな帝国主義戦争へと導くことにも無関心です。

遺産の「残像」ではなく、遺産の「実像」にもっと踏み込んでいたらと思うと残念でなりません。
(みやざき あきら)

ここで参考に、あるいは引用した文献は以下の通りです。

加藤典洋[2014]『人類が永遠に続くのではないとしたら』新潮社。

柄谷行人[2014]『帝国の構造 中心・周辺・亜周辺』青土社。

「日本」にも「大革命」があった—帝国から民国へ—

重本直利

この数年間で、私にとって心に刻まれた歴史認識のひとつに、韓国独立記念館館長である李俊植さんの講演(2019年2月16日、龍谷大学社会科学研究所附属安重根東洋平和研究センター主催「三・一朝鮮独立運動100周年記念講演とシンポジウム」)があります¹⁾。李俊植さんは、安重根の「東洋平和論」にふれ、三・一朝鮮独立運動は、「かつて東洋平和を説いた安重根から始まったとも言える。ただ、安重根などの初期の東洋平和論、世界平和論が個人的なレベルでの問題提起と実践にとどまっていたとすれば、三・一運動前後の時期からはこうした傾向が独立運動全体の流れとして受け入れられたという点で違いがある」と述べました²⁾。さらに、三・一独立運動と臨時政府の樹立の1919年を大韓民国の元年とし、この独立運動を民族革命と同時に民主革命であったとも述べました。また、1911年の辛亥革命、1917年のロシア革命の流れの中で位置付け、東アジア革命の動きの一環として捉えています。大韓民国臨時憲章(1919年4月11日)は、その第1条に「大韓民国は、民主共和制とする」と明記しました。すごい！。

なぜ、「すごい！」のか。大韓帝国はすでに1910年8月29日の「韓国併合」によって滅亡しました。その9年後、「帝国」から「民国」(民主共和制)への臨時政府樹立なのです。李俊植さんは「臨時政府に集まった独立運動家たちは三・一運動をフランス『大』革命に比肩する『大革命』と認識していた」と述べました。それは天皇制国家主義の大日本帝国の植民地支配の下での民主共和制の臨時政府の樹立であると捉えることができます。日本による過酷な専制支配の中での民主共和制臨時政府の樹立であることの意味を考えさせられます。さらに「普遍主義に基づいた水平的国際連帯を日常的な課題に提起したことこそ韓国独立運動の特徴である」とし、同憲章第7条の「人類の文化及び平和に貢献するために国際連盟に加入する」という国際主義の視点を取り上げています。国際連盟の設立は1920年1月ですが、その前年4月にすでに加入を決めています。韓国の現行憲法の前文に「悠久な歴史と伝統に光輝く我が大韓民国は、三・一運動で建立された大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗挙した4・19の民主理念を継承して」と書かれています。1919年は現在の大韓民国の元年です。このことを日本社会、日本人は確認した上で、日韓関係を捉える必要があると私は強く思います。

1919年というと、ドイツのワイマール憲法の制定、ワイマール体制の樹立を想起させられます。しかし、それに匹敵する、いや東アジア社会にとっては、1919年の大韓民国臨時憲章はそれ以上の意味

を有します。現在、危機に瀕する「東アジアの平和」にとっての諸課題の解決は、この「三・一運動100周年の歴史的意義」をふまえて考えたいと私は思います。1910年8月の「韓国併合」の半年前に書き始めた未完の安重根「東洋平和論」を起点にし、1919年のこの憲章第1条「大韓民国は、民主共和制とする」の臨時政府の樹立につながりました。さらに1945年8月の大日本帝国（天皇制国家主義）の崩壊の前年(1944年)に改正された同憲章序文は、「無数の先烈は血と涙で民族自由の回復に努力し、三・一大革命に至り、全民族の要求と時代の趣向に順応して、政治、経済、文化、その他一切の制度に自由、平等および進歩を基本精神にした新しい大韓民国と臨時議政院と臨時政府が建立され、また臨時憲章が制定された」と「三・一大革命」を明記しました。

現在の東アジアの平和の諸問題の解決は日本における「大革命」の必要性を意味しています。1919年の「民主共和制」臨時政府の樹立と1944年の「一切の制度に自由、平等および進歩を基本精神にした」という「法統」（法〈正義〉の伝統）は1948年の大韓民国憲法に継承され、さらに1987年の韓国の民主化につながっています。三・一運動は、1910年の「韓国併合」の不法性と韓半島強占支配の下で「皇国臣民」を強制された中で、つまり大日本帝国の中で起きた「帝国」から「民国」への三・一大革命、民主共和国樹立でした。戦前の「内地」の日本人が極めて過酷な状況下にあったとしても、これに連帯していれば日本の戦後は変わっていただろうと思わざるをえません。大日本帝国の崩壊から民主化された戦後日本での「法統」（法〈正義〉の伝統）とはいったい何なのでしょう。か。「戦前回帰」が叫ばれ、歴史修正主義が権力（現政権と大資本）と一体化して市中を跋扈し、教育勅語の復活の目論見など大日本帝国憲法の「法統」（天皇制国家主義の「法統」）の中にあるのが現下の日本です。戦前の日韓関係のあり方を忘却しては、戦後の日本における東アジアの平和の諸問題の解決は前進しません³⁾。徴用工問題、「慰安婦」問題の解決を含め、日韓市民連帯は目下の最重要課題と思えます。

<注>

- 1) 中田光信「三・一朝鮮独立運動100周年記念講演とシンポジウム」報告書、龍谷大学社会科学研究所年報49号(2018年度)を参照してください。
- 2) 李俊植氏のこの講演内容は、『安重根・東洋平和論研究』（明石書店）の第7章「三・一運動100周年の歴史的意義」として掲載されます（2021年7月刊行予定）。多くの人に読んでいただきたい（本書刊行委員会事務局・重本よりのお願ひ）。
- 3) サミール・プリの『帝国の遺産』（東京堂出版、2021年2月）で、「世界で今起きていることは『文明の衝突』ではない。『帝国の残像の衝突』である」としています。しかし、大日本帝国（満洲帝国を含む）、清帝国、大韓帝国の「残像の衝突」だけでなく、大日本帝国によって滅亡させられた大韓帝国から、また大日本帝国の植民地支配の「実像」を命懸けで乗り越えようとした民主共和国への「三・一大革命」を起点とする大韓民国の法統に注目したい。その上で、「三・一大革命」を、東アジアの「帝国の残像の衝突」に対して積極的に位置づけてみたいという衝動に、東アジア人である私は突き動かされています。サミール・プリはこれをどう考えるのでしょうか。（しげもと なおとし）



左の写真は2019年11月の光州訪問の際、住宅街を歩いていて偶然に出会った日本軍「慰安婦」被害者である李玉善（イ・オクソン）さんの像です。像は16歳当時と92歳の時の姿です。説明の碑には「過去と現在は分離されずにつながっていることを意味する」と刻まれています。また「明らかにされない真実は究明されるべきものであり、韓国の歴史的な痛みと心の傷を癒せるようにと願いを込めている」とも記されていました。私は置かれた椅子に座らないで緊張して立っていました。2008年10月、李玉善さんを京都（龍谷大学）での『韓国併合』100年市民ネットワークの設立集會に招いた時に、車でご案内したことを懐かしく思い起こしていました。この時も緊張の連続でした。（重本）

科学の転倒性—科学の内在的問題— (仮)

青水 司

序

福島第 1 原発の過酷事故 (以下 3.11 と略す) は、科学・技術に対する私たちの捉え方を一変させた。というより、3.11 にいたるまでも私たちの多くは、先達が警告していたにもかかわらず、水俣などの公害、チェルノブイリ原発事故や、阪神大震災によって、科学・技術の問題性に気づかされていたにもかかわらず、それに正面から向きあってこなかった。一般的に言えば、科学・技術に対する幻想＝科学・技術至上主義による生産力主義にとらわれてきた。多くの科学者・技術者は、科学は「健全」であり、人間にとって肯定的役割を果たし、否定的役割があるとすれば、科学の使い方すなわち資本主義的技術に主要な問題があるとしてきた。

しかし私たちは 3.11 を踏まえて、科学技術の問題を外から資本主義的、社会的問題として捉えるだけではなく、内在的にも問わねばならない。前述の科学の「健全」性は確かに科学技術文明の進歩をもたらしてはきたが、それが「増殖物 (富や地位や名声や快樂) を無限に増大してゆくことならば、文明は人間から生の本当の喜びを奪うものにほかならないだろう。科学技術文明の進歩は、生の単純な意味 (人と人との信頼と愛) のコントロールの下になければならない」と岩田靖夫氏は指摘した。(岩田靖夫『極限の事態と人間の生の意味—大災害の体験から』筑摩書房、2015 年、16 ページ。初出『人間愛』の世界へ』『世界』2011 年 5 月号)。つまり、人間社会における増殖物の無限の増大は、一方における富と他方における貧困の増大と倫理の崩壊をもたらす。

そのような人と人の関係における問題の深刻化と同時に、科学技術は人間から離れて自己目的化し、自然を知るだけでなく自然を改造する。その端的なしっぺ返しが「阪神大震災」の高架高速道路の崩壊であった。高架高速道路の崩壊は、自然の改造によって人為的に加重された事故ではあるが、地震動による自然的事故の側面を基本とする。そして、その自然の改造による自然的事故は人間の破壊というしっぺ返しにもなる。自然の一部としての人間が自らの行為によって破壊されるゆえんでもある。これこそ人間と科学技術の分離の結果である。

さらに、福島やチェルノブイリの過酷事故が科学技術を利用し、自然法則を無視して自然を冒瀆し、放射能を制御できず放射能を拡散させるという核発電 (原発) の根本的欠陥の下で定期点検のような放射線被ばく労働を必然化せざるをえず、また人為的事故を招いたのである。原発の被ばく労働について言えば、本来人間を含む生物の幸福のための手段であるべき科学技術が、資本主義的関係 (資本—賃労働関係) においては転倒して自己目的化し、原発においては、被ばく労働者が放射能を管理するのではなく、放射能が被ばく労働者を管理するということであった (青水司「科学技術の転倒性—放射線被ばく労働に焦点を当てて」『日本の科学者』2020 年 7 月号)。

そのことは吉岡斉氏が主張したように、「資本による自然の私有化」にたいして、科学は「人間知性による自然の私有化」を進めるのであり (吉岡斉『科学文明の暴走過程』海鳴社、1991 年)、近代科学的合理主義は資本制システムの発展と肩を並べてきたゆえんである。さらに、高木仁三郎氏が指摘したように、科学技術の自己目的化の頂点にあつて、核の安定を壊す原子力の利用は、核兵器はもちろん「平和利用」としての原発であっても、生命の原理とは相いれず許されないということの意味する。

では、資本に促迫されてのみ科学技術の問題が現れるのか。つまり、科学は「健全」で、それを基礎にした資本主義的技術に問題があるのだろうか。高木氏は前述のように、私たち生命の世界は、核の安定の上に成り立っている世界であり、核の安定を壊す原子力は、原理的に人間の生きる原理と相容れない、とした (高木仁三郎『科学の原理と人間の原理』方丈堂出版、2012 年)。また、朝永振一郎氏は、自然の認識を越えて原子爆弾まで作るという可能性、すなわち自然の改造・冒瀆は「科学の原罪性」だと指摘したように (朝永振一郎「科学と文明」『物理学とは何だろうか 下』岩波新書、1989 年)、科学の目的は真理の探求だとした思いがじつは逆説的に人間を滅ぼすまでになる愚かさを示した。

そして、その方法論としての実験と数学（論理性）にもとづく抽象的な普遍的法則の究明（物理学帝国主義）の問題性を提起した。さらに、唐木順三氏は、科学を世界観、倫理観にもとづき、自然と調和した人類の幸福という目標と調和させることを求めた（唐木順三『「科学者の社会的責任」についての覚え書』筑摩書房、1980年〔増補改訂版、ちくま学芸文庫、2012年〕）。さらに、吉岡齊氏が、「健全」と思われている科学こそ1970年代からの日本（公害、交通事故、原発事故、情報化問題、遺伝子操作など）を見れば明らかなように、「暴走」しているのだと逆説的に指摘したように（吉岡齊、前掲書）、科学それ自体の問題としても問われねばならないだろう。

以上の議論から言えることは、近代科学が資本によって生み出され、それゆえ近代科学は一言でいえば、最も論理的、合理的に自然に立ち向かうと捉えられてきた。そして、自然を認識するだけでなく自然を改造することに大きな特徴があるということであった。ところが科学は人間が創り出しているのであり、その人間は自然的人間であって、自然との調和なくして人間ではありえない。すなわち、資本から科学を取り返すことによって、転倒し自己目的化した科学を人間の側に取り戻すことが必要である。

今日、科学を自然との関係を通して倫理的にもいやむしろ倫理的にこそ捉えることが、原発をはじめとする現代科学技術の問題解明にとって重要な視点である。そしてそれはすでに述べたように、人間が科学によって自然を認識するだけでなく、支配・制御し、おのれの目的のために利用し改造・冒涇しようとするものの是非を問うことでもある。つまり狭い枠の中の論理ではなく、総合的な論理（地球倫理を規範とし、資本主義的合理性を越える）と否専門性（普通の認識）が重要であり、それは倫理に裏付けられたものであることを示している。その意味で、3.11後すぐさまドイツは原発ゼロに舵を切ったが、原子力科学者が議論のテーブルから外されたことは意義深い。

だが、現代科学技術は、その特徴として専門化・分断化・個別化（客観化）することによって「成果」を上げ、少なくとも成果を上げたと捉えられてきた。そして、科学・技術者は井の中の蛙になってきた。私たちは、社会的にそのような関係性から免れない。いわゆる「専門家」というのは、専門外では（総合的論理、倫理の観点からは）一般市民と同じあるいはそれ以下であるということが3.11で如実に示され、「専門家」の権威が失墜したことは記憶に新しい。そのような「専門家」として「科学の自己目的化」に陥ることから脱して科学を人間の側に取り戻すこと、これこそ科学者の社会的責任であろう。

注) 小論は、「科学の転倒性—科学の内在的問題—」（仮）の序として執筆中の部分です。これまでの上述の科学論の成果を受けて、原発に関する小論をもとに、科学批判（反科学ではなく）に一步踏み込もうとするものです。また、『市民の科学』第11号の「《鼎談》」柄谷理論に学び、そして問う」の関連個所に触発されたものでもあります。

本「市民科学通信」が所員間交流をさらに深めるためのバージョンアップを意図したものと理解し、課題設定のみで誠に不十分ですが所員の皆さんにご高覧いただき、ご教示をお願いするものです。
(あおみ つかさ)



光州の街角ピアノを楽しむ中道真さん

問題関心

行政学の専門家で最も影響力のある人物は西尾勝氏（1938年～）である。彼は、小泉政権期の地方分権推進委員会の中心人物であり、いわゆる「西尾私案」において平成の大合併を主導した人物である。もうひとり新藤宗幸氏（1946年～）だ。彼をテレビでよくみかける。千葉大学名誉教授で、同じく行政学の専門家であり、西尾氏とは旧知の仲だという。

都合の良いことに二人が対談した本がある。私はこの領域のことには精通していないが、西尾勝、新藤宗幸『いま、なぜ地方分権なのか』実務教育出版、2007をみつけ、読むことにした。

いま、新自由主義が根底から反省されねばならない時期をむかえて、当時の地方分権改革を実行したブレーンや旗振りとなった学者は何をどう考えていたのか検討する時期に来ていると思われる。

その際検討したいことがある。先に挙げた西尾勝氏にとって、松下圭一氏は師にあたる。すると、戦後の「市民主義」と言われる系譜のなかから生まれた行政学が、西尾氏や新藤氏を生んだということになる。たとえば、松下圭一、西尾勝、新藤宗幸編『岩波講座自治体の構想（全5巻）』岩波書店、2002年という学術本があるから緩い一体性はあるのだろう。ここから推論することができるのは、松下政治学の実際の帰結とはなんであるかを考えられるのではないかということである。そして、行政学が政治権力の中核に入り込んで国民に対して大きな影響を与えるとき、当の学者はそれをどういうふう認識しているか、このことも考えられよう。

1. 新自由主義と地方分権論

本の表題は「いま、なぜ地方分権なのか」だが、両者の対談は「はじめに」でその理由に触れている。①中央集権体制の腐敗を防ぐため、②地域の実態に応じた政策を必要とするため、③機関委任事務を廃するため④自治体を地方の政府にするため、であるとされる。

これはしかし、行政文書的な目的動機（～するためにという動機）である。理由動機（～という状況だからという動機）については何も書かれていない。これでは社会科学にはならない。目的動機は大義名分、あるいは作文であり、本当の目的は理由動機から探るべきだからだ。しかし、両者には新自由主義という段階規定は欠如しているので、理由動機は見えない。

対談はいきなり、機関委任事務をめぐる攻防があったことから始まっている。そして地方分権推進委員会は官僚（相手）と対決したとされている。委員会は政治主導の主体であり、相手は官僚制だという位置づけである。

機関委任事務を廃止する以外にも法令による規制緩和で自治体に裁量権を与えることがなされた。たとえば、設置基準の緩和（保育所の調理室を置かなくてよい、天井の高さは3Mいらぬ、運動場と建物の一対の不要など）がなされたとされる。

機関委任事務の弊害についてどう考えるか。従来は、機関委任事務が地方自治体の7割を占めているから、実態は3割自治だという批判があった。これをほんらいの自治にもどすべきだという。一応は、こうした批判に答えるために機関委任事務を廃止するという私案が出されたのだった。

思うに機関委任事務を地方自治から撤退させるためには「地方にできることは地方に」、中央にできることは中央に分別しないとイケない。ゆえに、機関委任事務の廃止は、快刀乱麻を断つ名回答だったように見える。だが、それは外観である。

中央と地方はこの廃止によって、相互に自立したのかというところではない。たとえば、旅券発行事務はがらんば外務省の管轄であった。2000年に機関委任事務が廃止されたあと都道府県の管轄とされている。もう一つ別の法定受託事務という看板に書き換えて地方自治体がやっているのである。

どうして、こういう誤魔化しが横行するのであろうか。その理由は、私の推論ではこうだ。旅券発行業務を地方自治体の仕事から解除するためには外務省の事務所を置かねばならない。しかし、もし

もそういうことをやれば中央政府の金がかかる。だから、機関委任事務を廃止するといっても、中央がじかにやるわけではなく、法定受託事務というカテゴリをつかって、自治体にやってもらうというふうにしたのである。

すなわち中央は中央、地方は地方という明快な分別が分権改革で進んだわけでは必ずしもなく、地方に受託させるやり方は残ったままなのだ。業務を中央から地方へ回すという一定の方向があらかじめ前提されている。地方が中央にやらせるというぎゃくの方向はない。中央が地方にやらせるという方向だけがある。この意味でちっとも対等ではない。自治体の下請け化での方向は既定なのである。

設置基準の緩和は何か。それは、保育園や給食を民間委託したり、給食センターに一元化したりさせるためだった。自治体がそうしたいと考えていたわけではない。分権推進委員会が構想して、規制を緩和したのだ。その背景はいったいどこにあるのだろうか。

それは地方分権改革の目的動機ではなく、理由動機に関わる。それは、自治体の自己責任・自己決定という大義がどこから来ているかである。

私見であるが、国の制度がそのままであるならば中央政府の事務量は福祉国家化とともに巨大化し、その費用を中央が負担するならば財政負担は大きくなりすぎるという懸念があったのではなかろうか。そこで、自己責任論を大義名分にして新自由主義的な行政改革をおこない、機関委任事務を廃止し、地方自治体ごとに規制緩和してサービスを提供させる仕組みをつくらうとしたのである。

このばあい、行政事務は法定受託事務と自治事務に分類され、法定受託事務（国政選挙、旅券交付、生活保護など）については財源を国が払うのは当然だが、自治事務（都市計画、福祉、介護サービスなど）は今後少子高齢化にともなってますます巨大化する。そこで、自動的に国費を費やすという仕組みを回避し、地方自治体ごとに税を稼がせるという仕組みに変更したわけである。対談では、それまで国費で4兆円かかっていた税を3兆円にして地方へ「税源移譲」としたと言われている。地方自治体は以前よりも少ないパイで地方自治体をマネージしなくてはならなくなったのだ。

対談では、このような背景は一切触れられていない。もう一つは憲法の視点が弱いという特徴だ。憲法第25条に従うと「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。だから、国がどこまで福祉を増進させるかについて、ますます自治体は重要になる。ここに分権改革は大きな影響力をもつ。地方分権改革で、地方の自己決定・自己責任論が定められたため、自治体は少ないパイのなかで競争するしかなくなった。下手をすると、国が事務を地方に丸投げしておいて、財源は地方自治体ごとに稼ぎなさいということになる危険がある。夕張市はその実例だった。

だから、現実におこなわれたのは新自由主義的な分権改革であって、この危険はずかに行進したのである。学問が行うべきは、ありうる分権改革と新自由主義的分権を分析的に対置することだったのでないか。それではじめて読者は事態を理解する枠組みを獲得する。

この観点からみると、西尾、新藤の両人は、この分析枠組みを打ち出さないのである。そもそも新自由主義という言葉は出てこない。したがって改革ありきという議論になる。ありべき改革への想像力はない。また、憲法における地方自治という問題を提起しない。そういう意味でこの対談は、「なぜ」が抜けた対談であって、いかにして、どういうスピードでというハウツー論に終始している。

たとえば新藤氏は「専門職がかなり中心を占める分野、福祉など典型かもしれないし、保健なんかもそうかな。そういうところは、極めて頭が固いんですね」（47頁）という評価から出発する。自分は頭が柔らかいということのようだ。「ところがいざ民間委託だの市場化テストだの、具体的にその職とか機関の名称が挙がると、規制緩和、民間委託なんてとんでもない、廃止なんてとんでもないと」（48頁）言い出すと非難する。専門職というのは、正規労働者のことだ。これが「頭が固い」ということは、非正規なら柔らかいということなのか。ともかく、民間委託や市場化テストを肯定する側の発言である。新藤氏は少なくともこの時期新自由主義者だったのではないか。

現在（2021年）コロナ禍で保健所が解体されたためにPCR検査に支障がでていることは承知の事実だ。「頭が固い」人々の反対を押し切って保健所の解体に手を貸した新藤氏は過去の発言にどう責任をもつのだろうか。私は注目したい。

2. 松下政治学から新自由主義へ

西尾勝氏の発言を紹介する。対談の最後のほうで道州制の議論がなされている。西尾氏は、小泉内閣からの諮問で道州制が議題にされたからやったと書く一方で、推進委員会のなかで道州制に熱心だったのは会長の諸井虔氏（当時太平洋セメント相談役）だけで、自分は「完全に自立した自治体である道州制にすべきだと」条件付きで乗り気であったことを示している。

「完全に自立した自治体である道州制」とは何か、定義がないので不明であるが、多くの人々が指摘している通り、道州制は小さい自治体から開発の是非を決する権利を奪い、巨大企業や多国籍企業による乱開発を可能にさせる財界好みの枠組みだとされている。現在のように市町村や府県が曲りなりにも住民の顔を見て働いているうちはよいが、広域自治体がつくられて、その自治体の中で中央集権化が起こり、住民の生きる場の小さい決定権が奪われてしまうと、新自由主義にとって都合のよい仕組みができてしまう。

ところが、分権委員会のなかではこのような懸念はほとんどでなかったことが西尾氏の発言から伺える。西尾氏は市町村、郡、県といった三層が意味を持つと主張したらしいが、多数は「それでは屋上屋で不効率だ」と論じたという。これは、小泉政権の狙いが、西尾氏の自治体論を阻んだ例かもしれない。掘り下げた対話がほしかったところだ。

それから市民参加について武蔵野の事例があげられており、松下圭一氏の市民自治の実験例が肯定的に紹介されている。それによると、市民参加の武蔵野方式というものがあったという。これはもともと松下圭一氏の市民参加論の実践版であった。一つの事例として武蔵野の緑化プランを作るにあたって、素人の市民に自由に意見を出させ、意見を分類して、下から街づくりのプランをつくっていくという方式であり、一種の共助を育てるという発想が松下氏にはあったようだ。

対談では西尾氏が松下氏の取り組みの先進性をほめ、そうした市民の共助がしだいにオーバーラップして公共サービスが拡大するという見取り図を描く。

私はここに考察すべき問題があると考ええる。一方に上から降ろされてきた新自由主義改革の波があり、福祉切り捨て、民間委託、市場化テストの導入が急激にすすんだ。当然この動きは従来型のサービスのナショナル・ミニマムを維持したい側にとって由々しき問題である。これにたいして反対する者が出てくる。このときに、下からの市民参加と上からの新自由主義改革はどう絡み合うのか。権力者は、上からの改革に下からの自主性を利用しようとする。この危険性についての問いかけが西尾氏には欠如している。

西尾氏の発言を受けて新藤氏は言うのだが、そういう改革の賛成反対の二元対峙ではだめだと、「いくらでもヴォランティアでやれる部分がある」というのが新藤氏の言い分である。こうして、松下氏の市民自治論は、新自由主義改革の内部のヴォランティアの利用という文脈に埋め込まれ、矮小化されたようだ。

結論

対談からわかる構図は、論争状況は三すくみになっていることだ。（1）新自由主義改革（2）福祉切り捨て反対（3）市民参加論（ヴォランティア論）の3つの議論である。

学者なら、（1）自分が福祉国家という大きな課題を展望するのか、新自由主義に乗っかるかまず言わねばだめだろう。それがないままで新自由主義改革ありきの議論をしたかたちだ。すると二人の学者は（2）の立場を「頭が固い」と攻撃する。そして、（3）穴埋めにヴォランティア論を展開するようになる（ここで松下市民自治論は悪用された）。

新藤氏の言う（1）と（2）の二元対峙が起こる。起こるなと言っても起こる。なぜならサービス

の切り捨てだからだ。福祉国家の破壊にたいして、ヨーロッパ並みの公務員数の確保という目標を持たないなら、新自由主義へのはっきりした歯止めがかからず、サービス切り捨てに対して抵抗する論理をもつことはできまい。そこで(3)カッコつき「市民参加」を必要とするという議論が想起されるのだ。この3つ巴の意見のなかで新自由主義的な分権推進派は強引に議論を押し通したのではなかったか。

残念ながら両者の対談で鮮明でなかったが、基本争点は、福祉国家の創造 対 地方分権改革 である。むろん、福祉国家の上での地方分権はありうる。だがそうはならなかった。西尾、新藤の両氏の対談は最初から福祉国家なき地方分権論となってしまった。そして西尾氏や新藤氏が好んで引用する先生松下氏の市民参加論は、それ自体としてはかつて新鮮味があったものだが、新自由主義的に悪用されてしまったようにみえる。

だが私は悪用された松下市民参加論にはすこし弱みがあったのではないかと考えるものだ。松下氏の市民参加論の背景には、J・ロックの市民政府論の解説がある。ロックの場合、〈私人〉という人間モデルで市民政府論が展開された。〈私人〉とは私的所有にもとづく排他的利益追求者のことだ。革命権さえロックは提起したが、その場合、何のための抵抗権だったかという、労働に基づく私的所有を擁護するためであった。ところが松下氏は特殊歴史的なく私人〉を個人一般と誤読している(『ロック「市民政府論」を読む』岩波、2014、90頁)。すると、あくまでも近代ブルジョア社会の〈私人〉の主体性が個人一般のそれへと超歴史化されてしまう。だから、国権に抵抗する〈私人〉というリベラリズムの前提がどの時代へどのように適用できるか、歴史的限定が外されてしまう傾向がある。しかし過度な一般化は幻想である。現代人は賃労働者化しており、憲法第25条をふまえた新しいコモンズの権利なしには生存できない。だから、市民政府論の精神を生かすためには〈私人〉論と手を切って、個体論＝生存権論と結合しなくてはならない。つまり、市民政府論を福祉国家論に転化させて議論していかなければならない。国家主権は個体＝生存権的な意味においては、リベラリズムの小さい政府という大前提に反して、大きい政府論とむすびつく。

もちろん、松下政治学は、ある程度までこのことを踏まえていたように私はかつて読んだ。しかし、生存権と市民権のジョイント部分がやや弱いような印象をもった。もともと〈私人〉の自発性に期待する理論だったからだ。その後の彼の市民自治論は、主観的には明治以来の官治・集権への抵抗をモチーフにして反国家統治論へつきすすみ、国家主権の契機を重視しない地方政府自治論に行き着いたのではないかとされている。ハイエクがファシズムに反対するために新自由主義を提唱したのと酷似している。もしも、このアナロジーが当たっているならば、西尾氏や新藤氏のような新自由主義的行政学が松下氏の議論から出てきても不思議ではないように思われる。新自由主義は、ナショナル・ミニマムの解体であるが、松下氏の市民自治論はその権利論的構えの強さにもかかわらず、国レベルの生存権の強化という論理をなかなかとりにくい質のものだったからだ。

松下氏は『「市民政府論」を読む』のあとがきで「官治・集権とロック」(2013)という文章を書き、小泉政権下の分権改革にふれている。「事実、日本でも自治体を《政府》とする『2000年分権改革』が不可欠だったのだが、いまだ未成熟である」(285頁)というのだ。ここであっさり「『2000年分権改革』は不可欠」というのは本気だろうか。私見では、不可欠なのは生存権的な個体を起点とする「分権改革」なのであって、私的所有に基礎をおいて新自由主義的に再版された分権改革ではなかった。この改革は未熟どころか貫徹してしまったのではないか。〈私人〉と個体を区別する私の立場から言えば、求められる成熟は〈私人〉＝市民的自発性ではなく、個体的＝生存権的自発性である。

それでも、松下氏の議論には自治体—国家—国際機構という三層の各レベルでの「政治の古典的枠組みの再生」が主張されていた。もちろん「再生」が地方分権改革でなされたとは言えないであろう。ロック型の私的所有論に親和的な自由主義の再生は新自由主義にかなりの程度まで近接する。松下氏が新自由主義を望んだとは思えないが、改革途上で彼は死去した(2015)。そのとき、新自由主義に傾

いていた西尾氏や新藤氏の活躍を彼はどうみていたのであろうか。官治・集権的色彩の強いものと見えていたのではないか。松下学派の内的変質は緊迫の激動下で起こっていた。ロック型自由主義モデルで新自由主義を批判することは果たしてどこまで可能かという問いが残ったのである。

(たけうち ますみ)

<映画> 「ノマドランド」に描かれた放浪者の自由と過酷な労働

眞島正臣

四月二十三日、緊急事態宣言により明日から映画館が閉館になるかも知れないというぎりぎりの機会に、車上生活者を描いた映画を鑑賞した。アメリカの荒野をキャンピングカーが走る場面の積み重ねで取り立てて変わったことは起こらない。

主人公はファーンという60代の女性であり、キャンピングカーに一切の荷物を積み込んで広大な西部を漂流する。ファーンがどのような境遇の女性なのかは、移動する途上で出会うノマド(遊牧民)との会話で知ることができるのである。アメリカで起きている高齢者のホームレスの群れは、リーマンショックにより住み慣れた住居を失った人々の集団ということである。主人公のファーンを演じた女優は、フランシス・マクドーマンドという高名な演者である。彼女と友情を交わす年老いた仲間は、リンダ・メイという、実在のノマドである。この映画は何人もの実在のノマドを出演させて現実感を如実に滲ませている。原作は、ジェシカ・ブルーダーによるノンフィクション『ノマド 漂流する高齢労働者たち』を下敷きにしており主人公ファーンは、原作にない架空の人物らしい。

この映画に対する私の感想は、孤独を実感しながらも単独者の自由を貫いて生きる強さと高齢者の季節労働の過酷さが繰り返して描かれ、おのれ自身に境遇を置き換えて共感を抱かされたのである。

アメリカの荒野の岩や砂地のむき出しの広大な大地を車が走るシーンとは逆に、通販会社アマゾンの巨大工場は、眼を見張らせられる。資本主義アメリカの地を這うようにして生きる高齢女性のたくましく生命感にあふれた気概が迫ってくる。

車上生活の細かい動作を通じてファーンの感情や心理が描かれるのが醍醐味である。死別した夫の写真を車の中で抱きしめるように眺めるシーン。男性のノマド仲間の不注意で生活道具の皿を割ってしまうが夜、車の中で、継ぎ接ぎをして元に復元する質素な生き方。車の修理代を妹夫婦に借りに行く場面で、定住者の不動産への執着が描かれるなど、市民層の格差も描かれる。ノマドの男友達が息子夫婦の元へ帰り、漂流を止めたところへ宿泊させてもらう挿話もある。男友達は、自分と夫婦になりファーンを定住者にさせようとする。主人公は同意しない。その家を出て近くの荒海の見える断崖へ向かい、孤独への再スタートを誓うかのように自己を奮い立たせる。映画のラスト近くリーマンショックで閉鎖されたエンパイアの街を訪れる。空き家となった自宅へ無断で踏み込むシーンがある。雪のあとも生々しく寒々しい。過去に決別し強く生きようする思いが感じられた。監督はクロエ・ジャオ、中国女性。

(まじま まさおみ)



全羅南道旧道庁前の民主鐘閣

この『市民科学通信』では、私なりに「東アジアにおける市民的連帯とは何か」という大テーマを抱きつつ、さしあたり、今日の「米中対立」のなかで宣揚される「人権」の問題をとりあげ、その理論的な転換を試みようとしています。「香港デモの抑圧」「ミャンマー国軍クーデターの横暴」などを目にしながら、民族や市民に対する自由の抑圧に怒りが先走ってしまっていますが、冷静に考え直してみると、ことはそんなに単純ではないように思えます。真に「市民的連帯」をつくりだしていくために、何を考えねばならないのか。ここには、もっと大きな物語(脈絡)が伏在しているように思えます。本格的な解明は、まだ用意できませんが、せめてその物語のシナリオぐらいは差し出せないかと考え、また粗削りなデッサンですが『通信』に掲載することにしました。ですが、今回は、原稿全体を載せることはできません。下記の目次にあるように、半分にとどめています。後半は、次回です。

1. 「人権」とは何か
2. 「人権問題」の出現——国民国家の破綻(以上本号)
3. 国民国家をいかに超えるか(以下次号)
4. 「脱人権」の未来——内山節氏の「伝統回帰」論に学ぶ

1. 「人権」とはなにか

まず、今日の「人権抑圧」について考えていきます。

いま、私たちの目の前で、「ウイグル族弾圧」「香港デモの抑圧」「ミャンマー国軍クーデター」など、民族や市民の「人権」をいとも無造作に抑圧する事態が繰り返されています。これらは、直接、あるいは間接的なかたちで、中国の専制的な国家権力によって引き起こされており、中国の「国家主義」が国際的な批判に晒されるものとなっています。こうした事態に対してアメリカは、率先して「人権問題」を挙げて中国を批判し、「自由に開かれたアジア太平洋」戦略を展開させつつ、政治的・軍事的な「米中対立」を強めてきています。ここには、経済力を拡大した中国に対抗し、アメリカの経済的な競争上の優位を守ろうとする動きがあり、さまざまな問題の広がりを感じさせますが、ここでは、「人権」の問題に焦点をあてて、探究をすすめていきたいと思えます。

アメリカの中国に対する人権批判は、それ自体は正当な指摘であるものの、実質的な問題解決に思いをはせると、たんなる理念的な主張ではないかと思えてなりません。A.フセインのイラク、タリバーンやアルカイダのアフガニスタンにおける「アメリカの戦争」を思い起こしても、同様な民主主義の理念が宣揚されましたが、その戦争は、実際に、それらの国の人々の人権を回復したとはいえ、新たな「紛争」＝「人権問題」を残しただけでした。またアメリカ国内の現実にあっても、依然として、階級・人種・性・出身・障害などで「差別」があり、多くの「人権無視」が事件として頻発しています。近代のアメリカを構造的に特徴づける「黒人差別」も、悲しいことに、根強く残っています。さらに言えば、「中国における新型コロナの感染」や「米中対立」と関わって、アジア人、イラン人に対する国籍差別が広がり、現在のアメリカ社会を深くむしばんでいます。「人権」や「民主主義」といった理念は、内外における現実の人権問題をみる限り、絵空事のように思えてなりません。にもかかわらずその理念を「旗頭」とする意味はどこにあるのでしょうか。

もともと「人権」は、近代ヨーロッパの国民国家に成立したものです。人権は、宗教や王権から切り離され、「市民革命」を介して確立された「近代国家の不可欠の原理」として掲げられてきたのです。例えば、フランス革命(1789年)では、「人間と市民の権利の宣言」が採択されています。「人権宣言」というと、「単に人間であるということに基づく普遍的権利」を宣言したかのように思えますが、当然ながら近代における国民国家の理念として掲げられ、歴史的内容をもった「人権」であったことを見

逃してはいけません。ですので、それは歴史的な国家理念としてあり、それゆえ「自由・平等・所有・安全」といった内容を特徴としています。

近代社会の土台に位置した資本主義経済との関連でいえば、何よりも「所有」を前提とした「自由・平等」が理念化され、「人権」は所有主体である市民の権利としてあり、そのうえに「民主主義」の政治が制度化されています。いわば私的所有（者）に立脚した政治システムとして、「ブルジョア国家」とも呼ばれる歴史的特徴があります。そこで、民主主義は、国民国家を統治する意思決定システムとしてあり、国民主権に立って、立法・行政・司法の三権分立を成立させています。国民主権をベースとはするものの、「直接民主主義」ではなく「間接民主主義」が制度化されているのです。したがって、実際の政治は、議員代表制にもとづいた政党政治によってなされ、国民投票制（選挙）を介して政党が政治権力をにない、国民国家を統治するものになっています。形式的には、このように「民主主義」が尊重されているように見えるのですが、単数、あるいは複数の政党が政府権力を掌握しつづけるならば、政党による「独裁政治」ともなり、民主主義はたえず形骸化せざるをえない可能性を含んでいます。その極端な事例が、ヒットラーのドイツであり、天皇制ファシズムの日本です。また、民主主義国であるにせよ、国民国家は「帝国主義」を生みだし、「全体主義国家」をもたらす危険性を内包しているといえます。国民国家は、国家の正当性を証明するために、たえず「民主主義」を内外に語る必要性を伴っているとも言えます。

ともあれ「人権」は、優れて国民の権利としてあり、理念的には、国民にあつては、「国民に対する人権の侵害や抑圧」は「あってはならないもの」としてあり、納税（国家による略取）によって「安全」（再配分）が保証されていく権利が与えられています。とはいっても、資本主義経済にあつては、所得がないかぎり生きていけないし、景気循環は労働者階級に失業をもたらさずにおきません。ですので、現実としては、たえず「人権」が損なわれる経済構造があります。「自由・平等」は、実質上、やはり「虚像」でしかないのです。したがって、この矛盾をカヴァーするために「ネーション」という「想像の共同体」が形成され、国民行事やイベントを通じた「国民性」（ナショナリズム）によって、国民国家を補完するシステムが構築されるものとなっています。柄谷行人さんの言う「資本・国家・ネーション」といった近代の社会構成体が、そこに成立してくるわけです。

国民国家であるかぎり民主主義の「形骸化」は避けられないにせよ、したがってまた現実には階級差別をはじめとして様々な不自由・不平等がともなっていたにせよ、国民国家として独立国家が次々と樹立され、地球社会は、いま、国民国家に覆われています。今日において「人権」は、国民国家においてのみ担保され、保証されるとみなしてよい事態があるのです。

しかし、20世紀の帝国主義的な戦争や体制的な対立は、「国民国家」を揺るがし、「人権問題」を発生させることになり、国民国家は確実に「破綻」をきたしています。

節を変え、「人権理論」に焦点を移しながら、この点について検討していきたいと思います。

2. 「人権問題」の出現——国民国家の破綻

現代の国民国家が生み出す「人権問題」を鋭く提起した思想家としてH.アーレントが挙げられます。アーレントは、「全体主義」的な現代史のなかに「無国籍者」を見だし、「無国籍者」の問題を次のように受け止めています。

「無国籍ということは現代史の最も新しい現象であり、無国籍者はその最も新しい人間集団である。第一次世界大戦の直後に始まった大規模な難民の流れから生まれ、ヨーロッパ諸国が次々と自国の住民の一部を領土から放逐し、国家の成員としての身分を奪ったことによって作り出された無国籍者は、ヨーロッパ諸国の内戦の最も悲惨な産物であり、国民国家の崩壊の最も明白な徴候である。十八世紀も十九世紀も、文明国に生きながら絶対的な無権利状態・無保護状態にある人間を知りはしなかった。第一次世界大戦以来、どの戦争もどの革命も一律に権利喪失者・故国喪失者の大軍を生みだし、無国籍の問題を新しい国々や大陸に持ち込むようになった。過去二十五年間のあらゆる国際会議にこ

れほど執拗に姿をあらわし、しかも満足すべき解決の見通しがまったく得られなかった問題は他に類がない。」(『全体主義の起源 2 (新版)』みすず書房、2017年、294~285頁)

ここにみる「無国籍者」は、「人権問題」の極みを示すものであり、アーレントが国民国家の問題として捉えていることに注目したい。というのも、この「無国籍者」の問題は、今日の「難民」や移民の問題とも通じているからであり、また、最近の「人権抑圧」にも共通する問題性を感じるからです。

しかも、「人権」自体についてもアーレントは、「権利(人権…中村)とは具体的には『イギリス人の権利』、あるいはドイツ人の、あるいはその他いかなる国であろうと、ある国民の権利でしか決してあり得ないがゆえに、自己の権利を奪うべからざる大権として宣言するのは政治的には無意味であることも証明されてしまった。自然法も神の戒律もはや法の源泉たり得ないとすれば、残る唯一の源泉は事実、ネイションしかないと思われる。すなわち権利は『ネイションから』生まれるのであって他のどこからでもなく、ロベスピエールの言う「地球の主権者たる人類」からでは決してない。」(同上、322頁)と述べたように、「人権問題」は国民国家に結びつけられています。こうした把握は、ロベスピエールのようにたんなる「人間一般」に解消することによって現実的な問題解決の方向を見失うのではなく、歴史的な現実即して、解決していく方向を示してくれているように思います。

「無国籍者」は、あきらかに「人権」を喪失した存在であり、国民国家が全地球を包み込むまで拡大された現代世界にあつては、それゆえにこそ無権利な状況に追いやられ、「ただの人間以外の何者でもない」存在に貶められています。であれば、その存在を反転させてみると、国民国家が「人権」を担保・保証する「共同体」ではなくなっていることを意味します。「国民国家の没落と人権の終焉」というテーマで、アーレントが「人権」を問題にしたことは、まさに「人権の終焉」が「国民国家の没落」を意味するものである点を解明したものでした。まさに正鵠をえた切り口です。

とはいえ、アーレントは、「無国籍者」の存在から「全体主義」国家を批判したとはいえ、そこには社会主義国家の「全体主義」の問題もあり、歴史体制の問題を深く追求していくことができませんでした。むしろ、国民国家の「民主主義」＝「公共性」のあり方に向かっていくこととなります。「無国籍者」の問題に、新たな社会展望を得ようとしたわけではなく、アーレントがその存在の先にみたものは、「人間の条件」であり、人間存在のあり方を問うことでした。結局のところ、国民国家の問題性は、解決されることなく、無国籍者は絶望なかたちのまま投げ出されてしまったようにも思えます。国民国家に留まる限り、彼らは、次のような絶望のなかにいるしかありえません。

「無国籍者は、単なる人間でしかないといっても、人と相互に保証し合う権利の平等によって人間たらしめられているのではなく、絶対的に独自の、変えることのできない無言の個性の中にあり、彼の個性を共通性に翻訳し共同の世界において表現する一切の手段を奪われたことによって、共同であるかゆえに理解の可能な世界への通路を断たれているからである。」(同上327頁)と。

今日の「難民問題」を問いかけるG.アガンベンの場合は、そこに新たな「共同社会」の可能性を見だし、さらにアーレントの先を行こうとしているように思えます。

第一次世界大戦後、「難民問題」は、国際連盟や国際連合の委員会(現在では「国連難民高等弁務官事務局」)によって、その対応が図られていくのですが、そこには、一口で言って、アガンベンが見抜いた事態があつたかと思えます。

「これらの委員会は、その規約上、いずれも政治的性格をもたず、『人道的かつ社会的』な性格しかもたない。本質的なのは、難民が(両大戦間において、また今日新たに)個人的事例であることをやめて大衆現象として姿を現すたびに、これらの組織も国家も、譲渡できない人権をそれらが莊厳に参照してきたにもかかわらず、問題解決にあたって絶対的な無力さをさらけ出すのみならず、たんに適切な仕方での問題に立ち向かうこともできずきた、ということである。」(『人権のかなたに 政治哲学ノート』G.アガンベン、高桑和己訳・西谷修解題、以文社2002年、26頁)。

私なりに敷衍していえば、日本ではことのほか「人気」が高い「国連」も、じつはアメリカを中心

とした連合国による戦後世界体制を具現しており、戦後の国民国家体制を補完していく位置・役割にあります。「東西対立」におけるアメリカのイニシアティブは「自由主義世界」を防衛していく経済政策（国際管理通貨体制）を展開しながらも、他方で、政治的には、「世界人権宣言」（1948年）にみるようなイデオロギー的な世界戦略をとっていく点に特徴がありました。アメリカは、対ソ戦略のなかに、当初から「人権」政策を組み込んできたのです。アーレントが指摘した「無国籍者」を出現させた国民国家の責任を「無視」しながら、自らを正当化させつつ、「世界正義」の担い手としての役割を「宣言」してきたわけです（「人権の神話化」）。すなわち、「人権問題」が常態化していく戦後にあって「国連」は、一方で、国民国家が生み出す「人権問題」への「対処」（矛盾の緩和）を示しながら、他方で、「人権」の宣揚によって、国民国家の正当性をたえず承認しつづけてきたのです。

アガンベンは、こうした「人権」の欺瞞性に気づいていました。そのうえで、彼は、今日の難民問題のなかに、さらに国民国家を超える未来社会を捉えようとしたのです。

「いまや、一七八九年から今日に至るあらゆる権利の宣言を、立法者を権利の尊重に従わせることを目標とするメタ法的な永遠の価値の布告として読むことをやめ、これを、近代国家におけるその現実の機能にしたがって考察する時である」（アガンベン、同上 28頁）。すなわち、「難民は、難民の実態を通じて、つまり、国民国家の諸原則を根源的な危機にさらすと同時に、もはや延期できない範疇的革新にこの領域の一掃を可能たらしめる、そのような限界概念を通じて、考察するのだから」（G.アガンベン、同上、30～31頁）

こうしてアガンベンは、「国民国家は、生まれの記入という原則そのものと、その原則に基礎を置いている国家—国民—領土という三位一体とを問いに付す勇気をもたなければならない」（G.アガンベン、同上、30～31頁）と力説し、「難民問題」は国民国家の問題として解決すべきだし、またその展望を示すべきだとするのです。そして自らも、「難民問題」のなかに「単独者」といった「限界概念」を見いだしつつ、「単独者」たちからなる『到来する未来』を描いてみせるわけです。この提起は、国民や市民といった「抽象化された人間」ではなく、「単独者」としての「剥き出しの生」にもとづいて未来展望し、新たな国家のあり方を創造していく「社会の原理」を提示したものとと言えます。しかし、それは国民国家を外部から刷新しようとするもので、なお個人的な思想の域にとどまっているようにも思えます。国民国家を問題化しながらも、いまだ外在的・思想的な「構成的理念」でしかないのです。肝心な点は、なぜ国民国家は「難民問題」を生みだしてしまうのかという点を掘り下げ、国民国家そのものを超えていく内在的な論理を見いだすことにあります。こうしてみると、アガンベンは、「難民問題」のなかから未来社会を「発見」したものの、なお「国民国家の没落」を超えていく論理を捉えそこねているというべきでしょう。

本稿の結論を先取りしていえば、「無国籍者」や「難民」の問題には、アーレントが問題設定したような「国民国家の没落と人権の終焉」といった問題性が貫いているものの、「国民国家の没落」は、国家自体の問題にとどまらず、さらに国民国家の経済的基盤としての資本主義の問題としてあるのではないかと、という点があります。したがって、それらの問題の解決にあっては、基本的には、資本主義の存在こそが問われなくてはなりません。そしてまた、「人権の終焉」が、国民国家ばかりでなく、資本主義自体の問題としてあるならば、それらを超えていく論理も求められてきます。



全南大学校図書館

<連載>

“共産主義”とアソシエーション

—柄谷行人練習帳①—

香椎五郎 (ペンネーム)

柄谷行人は広く読まれている思想家です。しかし、私のように、ずいぶん後になって知るようになった人たち、知ってはいるけど文章が難解なので敬遠している人たち、あるいはより意識的な視点から彼が「反マルクス主義」「反共産党」だと嫌悪するひとたち、など、など、評価は多様に分かれているように思います。

『市民の科学』第11号（晃洋書房、2021年）で特集された「柄谷行人のまなざし」は、まさにこうした人たちを想定して企画されたのではないかと推測しています。特に、そのなかでの「鼎談 柄谷理論に学び そして問う」は意欲的な試みであったと思います。でも、正直いって、この企画でもまだ届いていないように思いました。とりわけ、柄谷理論をもっともっと理解してほしい人たち、つまりこの「市民の科学」を大切に思っている人たちに届いていないのではないかと危惧されるのです。そういう私も例外ではありません。

そこで、私が柄谷行人から何を、どのように学んできたのか、その思考上の「格闘」をここで正直に紹介し、皆さんとともに考えていきたいと思ったのです。“柄谷行人練習帳”と名づけたサブタイトルも、そういう意味合いがあります。さらに、意表を突く大胆な問題提起をする稀有の理論家であると思うからでもあります。

§

～翻訳上の問題なのだろうか

おそらく、「共産党」という名前に親しみを覚える人よりも、嫌悪感や恐れを持つ人の方が多いのではないのでしょうか。その理由として、まず権力による反共政策や弾圧、デマゴギーによる恐怖感の醸成が考えられますが、他方で「共産党」の名による強権的な政治がおこなわれてきた歴史的事実もあると思います。実際、かつてソ連におけるスターリン体制の残虐・非道の数々、さらに中国が「共産党」の冠を戴いて人権侵害や領海侵犯をおこなっていることを目の当たりにすると、一層嫌悪感をもつ人たちが増えているのではないかと考えられます。北朝鮮に親愛ではなく、脅威を感じる人が大半です。

これは、マルクスに対して失礼な話であり、私たちにとって不幸な話です。この「練習帳」の大義もここにあります。

ともかく、「共産党」とか「共産主義」という言葉に、ある種の「色」がついているのです。実際、「アカ」という差別表現が今なお続くことに現れています。その「色」がなぜついたのか、その由来を分かりやすく説明しているのが、古典的著書『共産党宣言』の新訳本を出版する理由について解きほぐしている柄谷[2012]です。文庫版をやや大きくしたサイズで20ページほどの文(分)量ですが、内容豊富です。

一見して、翻訳上の問題であるかのように受け取られるかもしれませんが。というのも、この翻訳を手がけた金塚貞文さんは、金塚[2012]（同上134-143頁）のなかで、「既刊の邦訳」に疑問を呈しているからです。たとえば「暴力」(Gewalt)が「『強力』なる、ほとんど意味不明な言葉に置き換えられ」たといって、「オリジナルの改竄」という表現まで使って憤っています。どうかかなと思い、手元にある村田陽一[1983]を見ました。たしかに、『宣言』末尾にある有名な箇所で、「暴力」ではなくて「強力」という言葉が使われていました。ただここでは、こうした問題はすでに議論済みのこととして、これ以上立ち入らないことにします。問題として取り上げたいのは、その基底にある、共産主義そのものの理解、そのひとつ“アソシエーション”にあります。

§

～個人主義とインターナショナルリズム

「共産党」の始まりは、1848年、この『宣言』からだ認識していました。その「共産党」とは、まさしく、今日理解しているような近代的な組織のことであり、100年以上の闘いの経験を有する革命政党であるというようにです。でも、そうではなかった、という指摘に驚きます。

大雑把な言い方になりますが、当時の“共産主義者”というのは、いまでいうアナキストやマルキストなどと呼ばれている人たち社会主義者一般の総称でした。互いに論争しあっている、行動は共にするという関係にあったといえます。そうした中での『宣言』には二つの特徴があると指摘します。大事なところなので、引用は長くなります。

「…第一に、きわめて個人主義的であることである。つまり、共産主義者は諸個人であり、そうした諸個人の連合として同盟なりパーティがある。これはレーニン以後の『前衛党』、プラトンの言う『哲学者＝王』のごとき少数者が真理を握り他の者を指導するといった形態とは全く異質である。第二に、それはインターナショナルである。しかも、注意すべきことは、このインターナショナルリズムは、各ネーションがあつて、その代表が交流するという意味ではない。そもそも、本書に書かれているように、この時点では、われわれが言うようなネーション＝ステートはほとんど形成されておらず、それを形成すること自体が共産主義者の課題であるような地域が大多数だったのである。したがって、このインターナショナルリズムは諸個人の国境を越えた連合を意味する」(115頁)。

ついでながら、「この時点」をやや下った1886年、アメリカでは一日8時間労働を求めるストライキが多発し、シカゴのヘイマート広場での抗議集会(5月4日)で警官隊と衝突しました。メーデーの起源です。この様子がエマ[2005]によって生き生きと描かれています。そのエマの心情はといえば、「私は愛する人の権利を否定するような愛と、愛する者の犠牲でしか成立しない愛に妥協できなかった」(エマ[2005] 274頁)と、吐露しています。そして、日本の大杉栄や伊藤野江に連帯の意思表示を行っています。個人主義とインターナショナルリズムが、エマ・ゴールドマンの中で共棲しているのです。

エマのような個人が国境を越えて連合すること、それがアソシエーションであり、当時の“共産主義者”の様相だったようです。

§

一アソシエーションと単独性

かつて、「共産主義」という用語は歴史上最悪の誤訳のひとつではないか」と網野善彦さんが語ったと伝え聞いたことがあります(網野ほか[2008])。たしかに、Communismを「共産」と命名することには難はありそうです。柄谷さんはこう言っています。

「communismとはコミュニオン主義である。それはブルジョア的個人主義ではないが、共同体主義communalismや集産主義collectivismでもない。というより、そのいずれにも対立するものだ」(柄谷[2002]116頁)、というわけです。そして、この文章に続けて「イタリアの思想家ネグリが、communismとは単独性singularityの解放だと言ったのは、まさにその意味においてである」(同上)とダメ押ししています。

私が注目するのはこの点です。コミュニオン主義によって結びついた人々をアソシエーションと呼ぶとき、その諸個人を指して「単独性の解放」だというのは、ネグリからの引用ですが、出典が明らかにされていないこともあり大変気になります。そもそも「単独性」とはどういう意味なのでしょう。それは、これまでの「共産主義」理解とどのように関わっているのでしょうか。この稿でもっとも重視しているのがこの点です。

というのも、私の頭の中には、壇上に幹部が多数居並び、これまた大多数の代議員が参集して議決に加わるイメージ、そして組織原則や固い決意が求められ、返す刀で「転向」や「日和見」といった厳しい言葉が投げつけられるイメージ、あるいは「戦線離脱」した人たちの後ろ姿のイメージが、ま

るでフラッシュバックのように浮かんでくるからです。これがコミュニケーション主義にもとづいたアソシエーションでないとすれば、では、先の「この時点」ではなく現代において、新たな“共産主義者”とはどのような性格なり特徴をもった個人なのでしょうか、そういう疑問が同時に生じてきます。この疑問に答えるためには、「単独性」の理解がカギになるように思われてなりません。

柄谷さんは、漱石の『断片』からの引用によって「私」について論及しています。「『私』はどこから来て、どこへ行くのか、こういう問いに『答える』ことはできない」(柄谷[2017]68頁)。さらに、「『私』は何であるか、こんな問いにもぼくらは『答える』ことはできない」(同上)。どういうことでしょうか。この問題に「答える」ことは、実は柄谷さんの課題であったことが述懐されています。

「私は十代に哲学的な書物を読みはじめたころから、いつもそこに『この私』が抜けていると感じてきた。哲学的言説においては、きまって『私』一般を論じている。それを主観といっても実存といっても人間存在といっても同じことだ。それらは万人にあてはまるものにすぎない。『この私』はそこから抜けおちている」(柄谷[1994]10頁)。漱石の「私」と柄谷さんの「この私」は一体だと思えます。つまり、「答える」ことのできない問題に挑もうとしているわけです。

さらに言えば、ネグリの言う「単独性の解放」とは、「この私」の解放ということの意味することになりますから、もう少しこだわってみたいと思います。(次号につづく)

(かしい ごろう)

引用したのは、以下の文献です。なお、ご質問、ご意見、ご批判を待っています。

網野善彦ほか [2008] 『「日本」をめぐる一網野善彦対談集』 (洋泉社 MC 新書)。
 エマ・ゴールドマン、小田光雄・小田透訳 『エマ・ゴールドマン自伝』 (上) パル出版、2005年。
 金塚貞文 [2012] 「平凡社ライブラリー版 訳者あとがき一甞る『共産主義者宣言』」(『カール・マルクス 共産主義者宣言』平凡社、2012年所収) 同上 134-143頁。
 柄谷行人[1994] 『探求Ⅱ』講談社学術文庫。
 柄谷行人[2017] 「内側から見た生」『新版 漱石論集成』岩波現代文庫所収。
 柄谷行人[2012] 「刊行によせて一なぜ『共産主義者宣言』か」(『カール・マルクス 共産主義者宣言』平凡社、2012年所収)。
 村田陽一[1983] 翻訳・註解 『マルクス=エンゲルス共産党宣言』(大月センチュリーズ、大月書店)。

《事務局便りNO.3》

『市民の科学』第12号の刊行について

- ・「特集」企画の募集を行います(2021年6月末日まで)。
- ・「特集」企画の決定(理事会と編集委員会で審議)は2021年8月末日までに行います。
- ・原稿締切り(一般投稿を含む)は2022年1月末日まで。
- ・2月に編集委員会で12号の編集内容を審議します。刊行は2022年5月頃を予定。

共同研究プロジェクトの募集(随時)

<コラム>

まぼろしの学会報告

今年の 2~3 月頃、F さんのお誘いで、比較経営学会第 46 回全国大会（立命館大学、7 月 31 日）のワークショップでの報告を、以下の内容で準備していました。しかし、コロナ感染の拡大で全面リモート参加となり（当初は一部リモート）、また報告時間が限られるため取り下げとしました。今後はこの内容をベースに市民科学京都研究所の共同研究プロジェクトとして計画したいと考えています。皆さん、この「東アジアの未来」（仮）共同研究プロジェクトへのご参加、いかがでしょうか（事務局）。※「まぼろし」でしたので名はアルファベットにしました。誰か想像してください（すべて所員です）。

+++++

<共通テーマ> 「東アジアの未来と社会経営学—アソシエーション社会への構想—」

<報告概要> 「企業の社会的責任(CSR)」論は、そこでの「社会」をどのように捉えるかを抜きに論じることにはできない。すなわち、この「社会」が資本主義社会であることは当然であるが、だがそこでの社会的責任を問うことだけでは未来は開かれない。過去、現在、未来はつながっているという歴史の流れとともに社会的広がり視野に入れて論じなければならない。後者の社会的広がりにおいて「グローバル社会」と「日本社会」を論ずることは大切であるが、その「中間」にある「東アジア社会」の視野から論じることがより一層重要である。そこに「企業の社会的責任(CSR)」論のリアリティ(実質)がある。以下の報告では、特に日韓関係に焦点をあて、そこでのアソシエーション社会への構想を探っていく。S 報告は CSR 論を企業の過去責任・戦争責任から、N 報告は光州広域市が筆頭株主になって大企業・現代自動車をコントロールする取り組みから、K 報告はアソシエーション社会への日韓連帯の具体的取り組みから、それぞれ報告が行われる。

<報告内容>

- 1) 「企業の社会的責任と徴用工問題—記憶・責任・未来—」 <S>
 - 2) 「光州広域市による株式会社・光州グローバルモーターズ設立の意味」 <N>
 - 3) 「まちづくり・社会的企業の日韓連帯の未来」 <K>
- 司会；<F>、コメンテーター；<M>

編集後記；新しく船出した「通信」11号(2021年4月号)に原稿を寄せていただきありがとうございます。今後が楽しみになる内容と思います。この新たな「通信」を提案してくれました照井さん、その後、体調はいかがですか。互いに高齢者ですので無理せずゆっくりといきましょう。今号の巻頭言は今岡淳子さんです。今岡さんからいただいた藤織りの原稿を読んだ1週間後、たまたま積み上がった古紙回収用の新聞を取り出し読んでみると、「京都民報」(2021年3月21日号)の「「簡単じゃない、藤織りの魅力—宮津市上世屋に移住し工房開設 齋藤麻弓さん—」の記事を発見しました。そこには「織物の原点といわれる藤織り。山に自生するフジのつるから糸を作り、織り上げます。藤織りに魅せられた女性が、3年前に産地の宮津市上世屋に移り住み、『藤織り工房のの』を立ち上げました」と記載されています(「のの」は丹後で布という意味のようです)。そして「京都市内で初の個展を開きます」との記事でした。個展はすでに終了していました。記事には、やさしい風合いの藤織りの半幅帯とバッグの写真がありました。すべてが手作業、「春先に山へフジのつるを切りに行き、すぐに木づちでたたき、皮をはぎ取り、木炭で炊き、川の水で不純物を流し、米糠を溶かした湯に浸し、絞って干します」、糸を作るまでが仕事の9割、「簡単にできないからこそ、いいのかもしれない」と。齋藤さんは埼玉生まれの36歳、物理学科卒。『市民の科学』も「簡単にできないからこそ、いいのかもしれない」と言ってみたい。だが「市民には難しい」との今岡さんの言葉が響いてきます。『市民の科学』は「編集するまでが仕事の9割」とも言ってみたい。手織りの『市民の科学』でありたい。研究所の1階フロアを占拠する本棚と大きなテーブルを片付け社会文化ギャラリーにしてみたいとの思いにかられる。社会主義と文化(芸術)をつなげるウィリアム・モリス協会のように。(重本直利)